

付帯事業の要件(案)

事業者が実施する付帯事業については、以下の要件を満足している必要がある。

なお、付帯事業の実施の可否については、事業協定の締結後に、事業者からの提案を踏まえ、国が個別具体的に判断することとなる。

(1) 駐車場の適正な維持管理・運営の支障とならない事業であること

- ・駐車場の駐車可能台数を一定数以上削減するものではないこと
- ・駐車場内の車両や歩行者等の通行の支障となるものではないこと
- ・駐車場利用者の安全を損なうものではないこと
- ・一般の車両の利用を制限するものではないこと
- ・関連する法令や条例を違反するものではないこと

(2) 駐車場利用者の利便増進に寄与する事業であること

- ・特定の者のみが利するものでないこと
- ・駐車場利用者の便益を損なうものではないこと

(3) 施設の設置が必要となる場合には、道路の占用の許可基準等を満たすこと

(4) その他

- ・公共駐車場を利用して実施することが不適切な業種や業態でないこと

以上の要件を踏まえ、付帯事業として許可する可能性について、以下のとおり想定している。

①付帯事業として認められる可能性が高いもの

- 自動販売機の設置
- 待合室等を利用した商業広告スペースの設置、物品の販売等
- カーシェアリング・サービスの導入
- 電気自動車用の充電施設の設置

等

②付帯事業として認められる可能性が低いもの

- 駐車枡を利用した以下の事業
 - ・商業広告スペースの設置、物品の販売、貸倉庫等
 - ・一時的なイベントの開催
- 洗車機の設置

等